

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、管理不全空家等に対する措置を追加し、同法に定められた事項を削除するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

青梅市空家等対策の推進に関する条例（令和 4 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 管理不全空家等 空家等のうち、法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。

第 4 条第 2 項中「ものとする」を「とともに、前条第 1 項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 5 条第 1 項」に、「当該職員または」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、またはその職員も

しくは」に改める。

第19条を第20条とする。

第18条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、同項第2号中「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空家等の所有者等に対する指導、勧告その他管理不全空家等に対する措置に関する事項

第18条を第19条とする。

第17条を削り、第16条を第18条とする。

第15条第5項中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第14条各項」を「第22条各項」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(管理不全空家等の認定)

第12条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、管理不全空家等と認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行うための基準を規則で定める。

(管理不全空家等に対する措置)

第13条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、指導および勧告にかかる対応をしようとするときは、法第13条各項の定めるところにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告をする場合、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、規則で定める手続により、意見を述べる機会を与えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。